

沖教組 NEW OTU JOURNAL MONTHLY OKINAWA TEACHERS UNION

2010年9月15日(水) 第1099号

教育新聞

月刊(毎月20日発行) 1955年6月15日第3種郵便物許可
発行 沖縄県教職員組合OKINAWA TEACHERS UNION
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地3-9-23(教育会館2F)
電話(098)867-0161(代) / F.A.X(098)863-2026
発行責任者 山本隆司
価格1部20円(総合費の中に含まれる)

私たち地方公務員の賃金等のとりにくみを進めよう

人事委員会勧告前に九プロ要求書を提出

9月2日、九州・沖縄の教職員組合で組織する「日教組九州地区協議会」(略称 日教組九プロ)と県職員で組織する「自治労九州地連兼職共闘会議」(略称 自治労九プロ)は協同で人事

委員会勧告に向けた要求書を九州・沖縄各県の人事委員会で組織する「九州地区人事委員会協議会」(通称 九人協)に提出しました。

今回の要求の内容

- ①労働基本権制約代償措置としての人事委員会勧告制度をふまえ、公務員労働者の生活実態・賃金要求に基づいた勧告内容とすること。
- ②「55歳を越える職員」の給与を一律に引き下げる措置は公務員給与の基本原則に反するものであるから、このような勧告はしないこと。
- ③人事委員会勧告制度によらない各県独自の「特例措置」による給料減額措置については、停止する勧告を行なうこと。
- ④臨時的任用職員、非常勤職員当の位置づけや雇用・任用などの制度のあり方について検討する場を設けること、賃金・労働条件の改善と安定雇用のため、人事委員会として必要な対応を行なうこと。
- ⑤超過勤務の縮減に向け、実効性ある具体策を提言すること。
- ⑥年金支給開始年齢の引き上げに併せて定年年齢を引き上げるよう勧告に向け組合と協議すること。
- ⑦2010年度政府予算における「義務特手当」(給料の調整額)の削減については、地方公務員としての教員賃金の削減に直接連動しないことから、勧告に盛り込まないこと。
- ⑧各県人事委員会においては、

要求事項を十分に尊重し、組合との合意を前提にすること。

2010人事院勧告は

国家公務員に対する賃金・労働条件については、8月10日に人事院勧告が出されています。それによると、

- (1) 月例給で-0.19%、一時金で4.15月分から3.95月分へ減額
- (2) 40歳代以上職員の俸給月額を平均0.1%引き下げる。
- (3) 56歳以上職員の俸給を一律に1.5%削減する。

これにより、年間平均94,000円(-1.5%)引下げという勧告内容です。

また、65歳定年制の実現に向けた「高齢期の雇用問題」については、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当とされています。

沖教組の当面のとりにくみ

- ①三者共闘(沖教組・高教組・県職労)は、9月15日に県人事委員会へ要求書を提出します。
- ②沖教組は、2010秋季年末闘争方針を第117回中央委員会に提案、方針確定します。第117回中央委員会は10月8日(金)に開催予定です。
- ③人事院勧告の取り扱いが、第



一回目の給与関係閣僚会議で結論が出ず、流動的な政治情勢であることをふまえ、官房長官・総務大臣宛に「50歳台後半層の給与引下げ措置を含め、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意すること」や「人事院勧告を無視した一方的な給与引下げ等は絶対に行わないこと」などを求める「要請はがき行動」をとります。

みます。(日教組指示27号)

要請はがきを同封し各分会に発送しますので、とりにくみを強固に進めましょう。人事委員勧告やその取り扱いが私たち地方公務員に影響してきます。自分の賃金の改定に直結するものとしてはがき要請行動をとります。

はがき要請行動

- 提出先
- ①内閣官房長官 仙谷由人 様
住所 = 〒100-0014 千代田区永田町2-3-1 首相官邸内
 - ②総務大臣 原口一博 様
住所 = 〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2 総務省内

要求内容(自筆のもの)

- 本年の人事院の取扱いの検討に当たっては、50歳台後半層の給与引下げ措置を含め、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意すること。人事院勧告を無視した一方的な給与引下げ等は絶対に行わないこと。
- 非常勤職員に育児休業等を適用する意見の申出に基づき直ちに育児休業法を改正すること。
- 次期通常国会に、国際労働基準を満たした労働基本権確立や自律的労使関係制度整備のための関係法案を提出すること。

各分会 9月30日までに一枚以上提出
各支部 提出状況の把握と確認

文科省高井政務官に要請

「9.29 県民大会の決議を実現させる会 (通称六団体)」の要請行動報告

- 1 日時 2010年7月30日 午前11時30分～12時00分
- 2 場所 文科省 政務官室
- 3 参加 六団体 玉寄 哲永・仲間 輝久雄、知花 徳盛
沖教組 鈴木 大学人 高嶋 伸欣
教科書ネット21 俵 義文
衆議院議員 瑞慶覧 長敏

4 概要

- (1)30日午前10時 衆議院第二議員会館1013室の瑞慶覧議員と面会、謝辞を述べるとともに、日程確認。
- (2)30日午前10時45分参議院議員会館216室那谷屋議員面会のため訪問するが本人不在。政策秘書対応。
- (3)30日午後11時過ぎ、文科省へ移動。
- (4)高嶋氏が以下のことをレクチャー。
 - ・民主党政権になってから、教科書関係でなら進展がない。改善された部分は前文科大臣が決めたことだけである。

- ・2009年11月18日文科科学委員会での瑞慶覧議員の教科書検定に関する質問に対する川端文科大臣、高井政務官の答弁について、事実誤認について指摘した。
- ・教科書検定のずさんな例を、自由社の教科書などの中から具体的に示し、子どもたちでも気付くような検定が通っていることを指摘し、「全て適正に検定が行なわれている」とは言いたいと主張した。
- ・民間の研究団体がまとめた各教科書の記述比較をまとめた冊子を手渡し、これだけでも授業ができてしまうほどであることを示唆し、検定制度の見直しをするために役立ててほしいと要請して終了した。



九プロ教育運動交流集会の報告

日教組九州地区協議会(九プロ)第52回教育運動交流集会・第26回カリキュラム編成講座がロワジールホテル長崎を会場に開催されました。九州各県の義務教育・高校の先生たちの実践レポートが各分科会に分かれて報告され、討議を深めました。沖縄県教組からは、「1年生の外国語活動」というタイトルで長田小学校の伊良部淳子さんが校内でのとりくみを報告しました。

分科会に先立ち、全体集会では早稲田大学の喜多明人さんが「子どもと学校が元気になる子どもの権利条約」と題して講演を行ないました。

講演では「子どもの権利条約」が日本で批准されて16年になるが、「子どもの権利条約」を活かした実践があるのだろうか。

か。「47基本法」を大事にしようという気持ちはわかるが、今ある法令にのっとった実践を確実に行なっていくことが「47基本法」にそった実践ができる。現代の子どもたちは自己肯定感が低下していることが学習意欲・生活意欲にも大きく影響している。自己形成に失敗している。「大切にされる権利」「愛される権利」が希薄の中で、「学力」という一律の尺度で評価されていることや他者や周囲のものに大切にされているという感性が失われている。肯定できる自己形成のために、大人である教師は重要な位置にある。「待つ力」と「聴く力」を身につけることが必要だ。待つことで子どもの自尊心の獲得、聴くことで子どもの受容感の獲得へとつなげることができる。子どもたちイニシアティブを与えられるようになったとき、子どもたちはすごい力を発揮する実践例もある。「子どもの権利条

約」を大事にした教育実践をすることで現在の日本の教育行政の問題点を克服できる。と、子どもの権利条約の中味を知り、それをどう具現化するかのとりくみの重要性を強調した講演でした。

実践報告から

統廃合・定員割れから学校存続をかけたとりくみを行ってきた熊本の農業高校の実践は、生徒たちに自尊心を持たすことのできた例として注目したい。

この高校では、保育所・幼稚園・小学校・中学校に出前授業を行なっている。

農業高校への入学者が減少し学科再編・学校統廃合が進む中、10年後の入学生を見通した出

前授業は、「総合的な学習の時間」の設定とあいまって、受け入れ校との事前打ち合わせもスムーズに行っているという。生徒たちの出前授業そのものも「課題研究」などの時間を利用して行なっている。

実際に当時の幼稚園生だったという生徒が入学しているという。また、米粉を使用したパン＝コモロンパンを開発し、売れ行きも順調だという。

このとりくみの中で、生徒たちの学校への満足感が学年が進むにつれ高くなっており、70%を超えるという。

学校と地域社会とのあり方を考えさせるレポートであった。

(詳細については、本部教文部まで)



第13回 沖教組労働講座 権利をどう使うか

8月14日、八沙荘において沖教組労働講座が開催されました。国頭から八重山まで各支部役員が集まって、私たちの諸権利と賃金の現状について報告と討議が行なわれました。

私たちは、現在組織拡大＝新規組合加入促進に精力的にとりくんでいます。2012年には、公務員労働組合の権利が拡大されていきますが、そのためには職場で働く仲間

過半数の意向を代表した組織であることがポイントです。人事院・人事委員会勧告制度が廃止され、じぶんたちの労働条件・賃金は当局との交渉・協約によることになる中、組合員の理解はもとより、組合に加入していない教職員の説明・理解・加入のとりくみはきわめて重要です。沖教組はこれからも組織拡大に向けてとりくんでいきます。